

○浜松市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例

昭和60年9月30日

浜松市条例第57号

改正 平成2年3月30日浜松市条例第8号

平成5年3月31日浜松市条例第12号

平成8年12月19日浜松市条例第69号

平成10年3月26日浜松市条例第13号

平成17年6月1日浜松市条例第139号

平成18年6月30日浜松市条例第52号

平成24年3月23日浜松市条例第9号

令和2年3月24日浜松市条例第19号

[注] 平成17年6月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この条例は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第48条第1項の規定に基づき、浄化槽の保守点検を業とする者の登録に関し必要な事項を定める。

(登録)

第2条 浄化槽の保守点検を行う事業（以下「浄化槽保守点検業」という。）を営もうとする者は、市長の登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、3年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

4 更新の登録の申請があった場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。

5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の申請)

第3条 前条第1項又は第3項の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

- (2) 営業所の名称及び所在地
 - (3) 法人にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名
 - (4) 営業所に置かれる第9条第1項に規定する浄化槽管理士の氏名及びその者が交付を受けた浄化槽管理士免状の交付番号
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 申請者が第5条第1項第1号から第6号までに該当しないことを誓約する書面
 - (2) 第9条第3項に規定する器具の明細を記載した書面
 - (3) 連絡をとっている又は連絡をとる予定の浄化槽清掃業者の氏名又は名称及び営業所の所在地を記載した書面
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める書類

（令2条例19・一部改正）

（登録の実施等）

第4条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、前条第1項第1号から第4号までに掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を浄化槽保守点検業者登録簿に登録しなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録をしたときは、直ちにその旨を当該申請者に通知しなければならない。

3 何人も、市長に対し、その登録を受けて浄化槽保守点検業を営む者（以下「浄化槽保守点検業者」という。）に関する浄化槽保守点検業者登録簿の閲覧を請求することができる。

（令2条例19・一部改正）

（登録の拒否）

第5条 市長は、申請者が次の各号の一に該当する者であるとき又は申請書若しくはその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

- (2) 第13条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
 - (3) 浄化槽保守点検業者で法人であるものが第13条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその浄化槽保守点検業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
 - (4) 第13条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
 - (5) 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号の一に該当するもの
 - (6) 法人でその役員のうちに前各号の一に該当する者があるもの
 - (7) 第9条第1項から第3項までに規定する要件の一を欠く者
- 2 市長は、前項の規定により登録を拒否したときは、直ちにその旨を申請者に通知しなければならない。

(平24条例9・一部改正)

(変更等の届出)

第6条 浄化槽保守点検業者は、第3条第1項第1号から第4号までに掲げる事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、変更の日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

2 第4条第1項及び第2項並びに前条の規定は、前項の規定による届出があった場合に準用する。

3 浄化槽保守点検業者は、前条第1項第1号、第3号又は第5号から第7号までのいずれかに該当することとなったときは、規則で定めるところにより、その日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(平24条例9・令2条例19・一部改正)

(廃業等の届出)

第7条 浄化槽保守点検業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に掲げる者は、30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 死亡した場合 その相続人
- (2) 法人が合併により消滅した場合 その役員であった者
- (3) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人
- (4) 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散した場合 その精算人

(5) 浄化槽保守点検業を廃止した場合 浄化槽保守点検業者であった個人又は浄化槽保守点検業者であった法人の役員

(平17条例139・一部改正)

(登録の抹消)

第8条 市長は、前条の規定による届出があった場合（同条の規定による届出がなく同条各号の一に該当する事実が判明した場合を含む。）又は登録がその効力を失った場合は、浄化槽保守点検業者登録簿につき、当該浄化槽保守点検業者の登録を抹消しなければならない。

2 市長は、前項の規定により登録を抹消したときは、その理由を示して、直ちにその旨を前条の届出をした者又は当該浄化槽保守点検業者であった者に通知しなければならない。

(営業所の設置等)

第9条 浄化槽保守点検業者は、市内に営業所を設置し、営業所に浄化槽管理士を置かなければならない。

2 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を適正に行うため、前項の浄化槽管理士を専任としなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 浄化槽保守点検業者は、営業所に規則で定める器具を備えなければならない。

4 浄化槽保守点検業者は、前3項の規定のいずれかに抵触する場合は、2週間以内に当該各項の規定に適合させるため必要な措置をとらなければならない。

5 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、営業所に置く浄化槽管理士に対し、浄化槽の保守点検に関して必要な知識及び技能に関する研修を受けさせなければならない。

(令2条例19・一部改正)

(業務の実施)

第10条 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行うときは、これを浄化槽管理士に行わせ、若しくは実地に監督させ、又はその資格を有する浄化槽保守点検業者自ら行い、若しくは実地に監督しなければならない。

2 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行った場合において、当該浄化槽の清掃が必要であると認めるときは、速やかに当該浄化槽の管理者及び当該浄化槽の管理者から委託を受けた浄化槽清掃業者に通知しなければならない。

3 浄化槽管理士は、その職務を行うときは、規則で定める浄化槽管理士証を携帯していなければならない。

4 前項の場合において、浄化槽管理士は、関係者の請求があるときは、同項の浄化槽管理士証を提示しなければならない。

(標識の掲示)

第11条 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、その営業所の見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(帳簿の備付け等)

第12条 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、その営業所に帳簿を備え、その業務に関し規則で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(登録の取消し等)

第13条 市長は、浄化槽保守点検業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 不正の手段により第2条第1項又は第3項の登録を受けたとき。

(2) 第5条第1項第1号、第3号又は第5号から第7号までのいずれかに該当することとなったとき。

(3) 第6条第1項又は第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(4) 法第12条第1項の助言、指導又は勧告に従わず、情状が特に重いとき。

(5) 法第12条第2項の規定による命令に違反したとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反したとき。

2 前項の規定による登録の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

3 市長は、第1項の規定により処分をしたときは、直ちにその旨を当該処分に係る者に通知しなければならない。

(平24条例9・一部改正)

(手数料)

第14条 次の各号に掲げる者は、申請の際、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

(1) 第2条第1項の規定による登録を受けようとする者 1件につき 3万2,000円

(2) 第2条第3項の規定による登録を受けようとする者 1件につき 3万円

2 既納の手数料は、還付しない。

(平18条例52・旧第15条繰上)

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(平18条例52・旧第16条繰上)

(罰則)

第16条 次の各号の一に該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第2条第1項又は第3項の登録を受けないで浄化槽保守点検業を営んだ者

(2) 不正の手段により第2条第1項又は第3項の登録を受けた者

(3) 第13条第1項の規定による命令に違反した者

(平18条例52・旧第17条繰上)

第17条 次の各号の一に該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 第9条第4項の規定に違反して措置をとらなかった者

(2) 第10条第1項の規定に違反して浄化槽の保守点検を行った者

(3) 第12条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

(平18条例52・旧第18条繰上・一部改正)

(両罰規定)

第18条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(平18条例52・旧第19条繰上)

附 則

1 この条例は、昭和60年10月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に浄化槽保守点検業を営んでいる者は、この条例の施行の日から3月間は、第2条第1項の登録を受けなくても引き続き浄化槽保守点検業を営むこと

ができる。

- 3 浜北市、天竜市、舞阪町、雄踏町、細江町、引佐町、三ヶ日町、春野町、佐久間町、水窪町及び龍山村の編入の日（以下「編入日」という。）前に、静岡県浄化槽保守点検業者登録条例（昭和60年静岡県条例第26号。以下「県条例」という。）の規定によりされた処分、手続その他の行為（編入前の浜北市、天竜市、舞阪町、雄踏町、細江町、引佐町、三ヶ日町、春野町、佐久間町、水窪町又は龍山村を営業区域とする者に係るものに限る。）は、この条例の相当規定によりされたものとみなす。この場合において、第9条第1項の規定は、県条例第2条第2項に規定する登録の有効期間が満了する日までの間は、適用しない。

（平17条例139・追加）

- 4 編入日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（平17条例139・追加）

附 則（平成2年3月30日浜松市条例第8号）

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成5年3月31日浜松市条例第12号）

- 1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成8年12月19日浜松市条例第69号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月26日浜松市条例第13号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成17年6月1日浜松市条例第139号）

この条例は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成18年6月30日浜松市条例第52号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月23日浜松市条例第9号）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に第2条の規定による改正後の浜松市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第5条第1項第1号、第3号又は第5号から第7号までのいずれかに該

当している同条例第4条第3項に規定する浄化槽保守点検業者に対する同条例第6条第3項及び第13条第1項の規定の適用については、同条例第6条第3項中「30日以内」とあるのは「平成24年5月1日まで」と、同条例第13条第1項第3号中「第3項」とあるのは「第3項（浜松市社会福祉審議会条例等の一部を改正する条例（平成24年浜松市条例第9号）附則第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。

附 則（令和2年3月24日浜松市条例第19号）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条第1項第5号の規定は、この条例の施行の日以後にされる同項の規定による申請について適用し、同日前にされた改正前の第3条第1項の規定による申請については、なお従前の例による。